

## Q & A

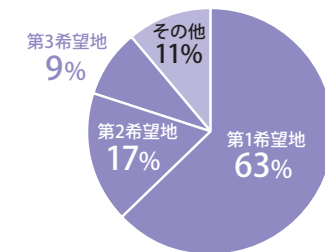
### Q 希望する任地に採用されるのでしょうか？

**A** 総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。(高等裁判所の管轄区域については、P3を参照してください。)

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家庭裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。

採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

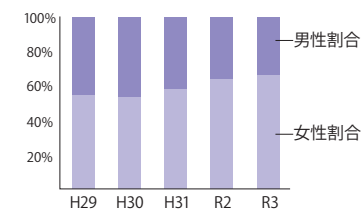
採用者の約9割が  
第3希望以上で採用されています！



上のグラフは、令和3年度一般職試験に合格し、令和4年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

### Q 採用者の男女比はどうなっていますか？

**A** 右のグラフが示すとおり、過去5年間に於ける新規採用者の男性と女性の割合は、同じくらいの割合です。裁判所は、男女ともに活躍することができる職場です。



### Q 採用後の異動について教えてください。

**A** 総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内(高等裁判所の管轄区域については、P3を参照してください。)で勤務することになります。この点は、総合職として採用された場合と、一般職として採用された場合とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています(なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります。)。異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、多くの先輩たちが、採用後2年目に裁判所書記官養成課程を受け、採用後3年目には、裁判所書記官として活躍しています。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。大規模庁で採用された後は、人材育成等の観点から、概ね3年を目安に小規模庁—中規模庁—希望庁又はその周辺庁の順に異動していくことが一般的です。その後は、地域の実情や上位ポストへの昇進などに応じた異動が行われます。

## 人事担当者からのメッセージ



国民の人権を守る唯一の司法機関である裁判所

国民の司法への信頼に応えるため、  
社会情勢の変化や利用者のニーズに即したよりよい  
司法サービスが提供できるよう歩んできました。

デジタル化に向けた動きが加速する中、  
今、裁判所は、変化に柔軟に対応できる力、  
熱意を持って課題解決に取り組む力、  
そして成長し続けられる向上心を持った皆さんを求めています。

仕事を通じて社会に貢献したい。  
専門性の高い仕事がしたい。  
新しい知識や経験を吸収して成長を続けたい。

裁判所には、そのような想いを実現し、  
熱意や向上心を持って生き生きと働く多くの職員がいます。

“ともに裁判所で働こう”

私たちと一緒に、よりよい司法の未来を創っていきませんか。

ともに  
裁判所で  
働こう。